

## 松本市に専門家を派遣しました！ ～司法書士による「住まいの終活セミナー」～

### 《セミナーの概要》

「空き家の発生予防」の具体的施策として、高齢者夫婦の世帯や高齢者単身世帯といった空き家予備軍を主な対象者とした、住まいの終活に関するセミナーを開催し、司法書士に講師として、講演いただきました。



### 《主な講演内容》

- セミナー参加者自身の相続が発生した際に、相続を『“争”続』に、不動産を『“負”動産』にしないため、遺言を作成することの重要性について
- 法定相続人の順番、遺言の形式及び内容の有効性について
- 自筆証書遺言の法務局保管制度について
- 関係者との相互理解や、話し合いの重要性について



### 《今後の対応》

きたるべき大量相続時代に向けて、65歳以上の高齢者のみの世帯を「空き家予備軍」と捉え、今回のセミナーのような取組みを実施していくとともに、住まいの終活ノートの運用により、将来的な空き家の発生を未然に防ぐ取組みを行っていきます。